

議案第6号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p><u>〔(1)の2〕 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>〔(2)～(7) 略〕</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(2)～(7) 同左〕</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>

<p>第13条 [略]</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が<u>第7条第1号ただし書、第2号ただし書又は第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>(公益上の理由による情報の提供等)</p> <p>第33条 実施機関は、当該実施機関が保有する公文書に非公開情報（<u>第7条第1号の2又は第7号</u>に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該非公開情報の提供又は公表をすることができる。</p>	<p>第13条 [同左]</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が<u>第7条第1号から第3号までのただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>(公益上の理由による情報の提供等)</p> <p>第33条 実施機関は、当該実施機関が保有する公文書に非公開情報（<u>第7条第7号</u>に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該非公開情報の提供又は公表をすることができる。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、公開請求がされた場合において公開しないこととする情報の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第で

ある。